

刑法(抄)

第三条

〔明治四〇年四月二四日法律第四五号〕
 〔最終改正 令和五年五月一七日法律第二八号〕

(国民の国外犯)

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

(没収)

第十九条 次に掲げる物は、没収することができる。

- 一 犯罪行為を組成した物
 - 二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物
 - 三 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
 - 四 前号に掲げる物の対価として得た物
- 2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知つて取得したものであるときは、これを没収することができる。

(正当行為)

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

に処する。

2 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様に処する。

(騒乱)

第一〇六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

- 一 首謀者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。
- 二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。
- 三 付和随行した者は、十万円以下の罰金に処する。

(偽証)

第一六九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

(自由による刑の減免)

第一七〇条 前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自由したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(虚偽鑑定等)

第一七一条 法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。

(暴行)

第二〇八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若し